

第34回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成29年12月11日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 (家庭裁判所委員会委員)
岡本かおり，上鹿渡和宏，近藤昌昭，諏訪雅顕，関良徳，土屋ゆかり，寺澤啓子，野村優介，曲尾正子，宮村泰之，柳澤伊佐男（五十音順，敬称略）
(説明者)
家庭裁判所首席書記官，家庭裁判所訟廷管理官，首席家庭裁判所調査官，次席家庭裁判所調査官，家庭裁判所事務局長
(事務局)
家庭裁判所事務局長，家庭裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長，家庭裁判所総務課課長補佐
- 4 テーマ
裁判所における障害者への配慮について
- 5 議 事
 - (1) 家庭裁判所委員会新任委員の自己紹介
近藤委員，諏訪委員，寺澤委員，曲尾委員
 - (2) 委員長の選出について
岡本委員が委員長に選出された。
 - (3) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2名）による傍聴を承認した。
 - (4) 裁判所における障害者への配慮について
[説明（家庭裁判所首席書記官，家庭裁判所訟廷管理官，次席家庭裁判所調査官，家庭裁判所事務局長）]

(5) 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，□：説明者，■：事務局】

説明者に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。

○ 説明を受けて，次の３点について質問したい。

- 1 障害者の方が，それぞれ対応を受けた後，どのような感想を持たれたか。
- 2 研修等において，身近に障害を持っている方とどう接しているのか。実際に施設へ行き，入所されている方から話を聞いたり，見学に行ったりしたことはあるのか。
- 3 裁判員裁判実施庁には充実した機器が設置されているようであるが，支部ではどのようなになっているのか。

(諏訪委員)

□ 利用者の感想については，それぞれの方に感想を伺うことはしていないが，それらの対応に不満を持たれたということは聞いていない。

(北島首席書記官)

■ ここ数年の接遇研修では，施設等からの聞き取り等は実施していない。中央研修の中では養成課程において，老人ホームや知的障害者施設を訪問している。

機器については，支部から要望があれば貸出しをするという対応をしている。

(長谷事務局長)

○ 手話通訳者が場合によっては同席するとのことだが，法律用語や専門的な用語が使われるが，どのようなスキルを持った方が手話通訳として選ばれているのか。また，守秘義務等の保障はどのようなになっているのか。

(柳澤委員)

□ 家裁調査官の調査事務については任意の調査であり，宣誓を受けさせるこ

とはしないことになろうかと思われる。基本的には、障害のある方に手話通訳者を連れてきてもらうので、当事者の方が依頼したということになり、当事者との間で守秘義務を守っていただいているのではないかと期待している。裁判所が必要に応じて紹介するのは行政やボランティア等の窓口であり、個人を紹介しているわけではないので、障害のある方が手話通訳者を依頼するということになる。

正確性については、正直そこまではよく分からないが、重要なことについては筆談等を交えて確認することになる。

(加藤次席家裁調査官)

- 手話通訳者を使う場面というのは、当事者が知っている人を連れてくることが多いという話であったが、証人尋問等の場合には、裁判所の方で通訳人を選任することになる。当事者が「この人にやって欲しい。」という場合には、相手方の意見を聴いた上で当事者が連れてきた人を選任することがある。

また、適切な人がいなかったり、相手方が反対したような場合には、裁判所から団体を通じて適切な人を推薦してもらい選任するのが一般的である。

一般論ではあるが、ある事件の外国語通訳人の通訳した内容に正確性がないということが問題になったことがあった。裁判所としても通訳人のレベルを確保する必要があるため、何度も通訳を依頼している通訳人に対して研修を始めているところである。

(近藤委員)

- ◎ 通訳人には費用が掛かると思うが、自分が連れてくれば自費ということになり、裁判所が呼ぶときは裁判所が支払うということではよいか。

(岡本委員長)

- 法律によって決まっており、裁判費用は基本的には当事者が負担することとなっている。申請する側が、費用を予納することにはなるが、最終的には裁判でどちらの当事者が負担するかが決まるという形になっている。

(近藤委員)

- 裁判とは別ではあるが、県では、手話通訳が必要な場面において、行政窓口申請してもらえば、目的にもよるが、行政が費用負担をして手話通訳者の派遣をしている。

(土屋委員)

- 家庭裁判所の来庁者で障害をお持ちの方には精神障害や知的障害が多いのではないかと。例えば、成年後見であれば認知症、少年事件であれば発達障害、親権の停止や虐待等であれば親が精神疾患のケースが多いのではないかとと思われる。そのような方が来庁した場合は、どのように対応してきたか。または、どのような対応をしていくのか。

(関委員)

- もともと精神障害をお持ちの方は医療機関や福祉機関の関与が多いと思う。基本的には、当事者の家族等から情報を得て、調停や調査の中で親族等の支援を必要とするのか、支援する人がいるのか、または、支援がないと審判ができないか等を調査し、その結果に応じた手続になる。

後見事件の本人となると、医師の診断や鑑定が必要となり、場合により本人と家裁調査官が面接し、本人の状況を把握して、状況に応じた審判等の手続を進めていくことが一般的である。

(清水首席家裁調査官)

- 施設の利用者が窓口に来て、裁判や調停をしたい等の相談を受けた場合の対応はどのようになっているのか。家族が付いてこなかったり、代理人が就いていない場合にはどのような対応になるのか。

(諏訪委員)

- 実例として、現在のところ直接窓口でそういう方が来られたということは把握していない。職員は研修を受けており、可能な範囲での配慮をするという対応を取っている。

(北島首席書記官)

◎ 委員が所属する各団体での対応について紹介していただきたい。

(岡本委員長)

○ 社会福祉協議会では、差別解消法ができた時に講師を招いて不当な差別がないよう全職員に説明した。障害者手帳の有無を問わずに、生活がしづらいといった何らかの障害を持っている方も障害者として広く見ていくということの視点を職員の中で共有した。また、地域住民も含めて、障害者への配慮や理解を進めていくという意味では、机上配布資料のうらしま太郎の体験をすることが大切であり、そして体験で終わらせず、当事者の話を聞きながら理解を深めていくといった活動をしている。

(土屋委員)

○ 県としては、ハード面では貸出し用車いす、スロープ、多目的トイレ、優先駐車場、筆談用具等を整備している。人材面では、手話通訳の嘱託員を県庁に1人、長野を除く保健福祉事務所に各1人の合計10人を配置して、県で開催する大会やイベントの手話通訳をしたり、手話の普及のために地域の手話講座で手話を教えている。手話通訳の派遣については、明確な基準はないが、営利目的ではなく公的機関の要請であれば、相応の対応ができるかもしれないが、個々に相談していただきたい。ただし、法律の専門用語の手話通訳は、県の嘱託員では難しいのではないかという感触はある。

その他には「あいサポーター」という障害者の手助けをしてくれる方をパンフレットを作成して募集している。

また、職員向けに対応要領を作成し周知している。県の対応要領では、例えば、視覚障害の方にあちらこちらと言ってもわからないので、「30センチ右」「時計で3時の方向」といった説明をしなければいけないというように、様々な障害に応じた具体的な対応方法を含めた対応要領が作成されている。

(宮村委員)

- 障害のある方の声を聞くことと個別性が重要だと感じた。

今日見せてもらった様々な機器は、一般的に「このような障害の方にはこのような機器が使いやすい。」と開発され、使われているものだと思う。

しかし、実際に生活していく中では、長く使用していくと不便さも表れてくることもあり、そこをどう支援するのかという場面では、使用した人の感想が必要となり、それを改善することにより良い支援となっていくと思う。支援の質を高めるためには、フィードバックが非常に重要だと思うので、アンケート等を実施することによって、次に使用する方は違う方でも、「共通する使いにくさ」ということがあるかもしれないので、評価をすることも必要ではないかと思う。

(上鹿渡委員)

- 弁護士会では、配慮や意識も大事だが、直接的な権利救済が重要であると考えている。「ひまわり長野」という高齢者や心身に障害のある方を対象とした法律相談を中心とした事業を行っており、通常、相談者は弁護士事務所に行くことになるが、ひまわり長野では弁護士が出張相談に行くことができるようにしている。

また、障害者の方が刑事事件を起こした場合に対応できるように、障害者施設に当番弁護士要請のパンフレットの配布を予定している。

県の弁護士会館ではバリアフリー対応となっており、研修や指導も実施している。

その他には、個々の弁護士の活動として、市町村での高齢者、障害者に関する相談や人権救済の講演を行ったり、障害者施設でのオンブズマンになったりといった活動もしている。

(諏訪委員)

- 私の勤務先は接客する民間企業であるが、書きポン、車いす、点字ボード、

オストメイト，バリアフリールーム等の使用に関し，従業員にDVDを用いた研修を実施して，障害者への対応をしている。従業員にも障害者が多く，支援センターとも相談したり，定期的に今どのような状態にいるのか等細かく聞いてもらいながら進めている。

また，宿泊者の中には，酸素吸入やAED等の対応が必要な場面もあり，それらの機器の使用については，業者等から十分な教育を受けてから対応するようにしている。

(寺澤委員)

- 先ほどの裁判所の説明にあった勉強会の他，日本調停協会発行の「ケース研究」という冊子に，他庁で実施されている様々な事例研究等が載っており，他庁の調停協会と交流をとりながらケース研究に載っているテーマで勉強会を行うという機会もある。

調停を行っている中では，車いすでの来庁者は障害者とわかるが，障害者と明らかになっていない方との対応には戸惑うことがある。しかし，「よく話を聞くということを基本にしなければいけない。」という思いでやっている。

以前，脳梗塞等を患って杖を突いて歩行されている調停の当事者に対して，「車いすをお持ちしますか。」と声をかけたところ，杖で歩くと言われたことがあったり，また，統合失調症の若い女性の当事者に対して，次からは家族も一緒に来てもらえるようにと促したこともあった。障害と一口で言ってもいろいろな障害があり，本人も障害と気づいていない方もいるので，日々，対応の難しさを感じている。

(曲尾委員)

- 個別対応については，障害をどのように捉えているかは本人にしかわからない部分がある。例えば，特別支援のコースでは，障害がある子供を普通学級に入れるか，特別支援学校に入れるかという判断は非常に難しい。認定す

る制度があり、そこで判断されることにはなるが、保護者と本人は「どうしても普通学級が良い。」と言う。その場合の合理的配慮というのは、本人がどう思っているか、周りがどう受け入れられるかというのがポイントになる。やはり、本人と話すことが必要だと思う。

(関委員)

- 検察庁では、1階には障害者用トイレ、オストメイト、スロープ、車いすが整備されている。長野地方検察庁は、全国でもトップクラスに古く、現在、建替えの話も出ているようだが、その際には、現代的な障害者に配慮をした庁舎にはなるのではないか。

精神障害者や知的障害者が被疑者として来た場合には、基本的には録音、録画をするという対応になっている。取り調べを行う検察官に対しては様々な研修の場面において指導されている。

(野村委員)

- 裁判所は司法サービスを実現させることが重要であり、それは、全国民が公平に受けられなければいけないと思う。障害のある方にはその欠けた部分をどのように補うべきかという視点で考えていくべきであり、一般国民がサービスを受ける延長線上に障害者の方がサービスを受けるということがあると思う。そのような中で、先ほど紹介があったような器具については、本庁だけでなく支部のことも考えてもらいたい。また、車いすが入れないような場合には、広い調停室を使用するとの説明があったが、諏訪支部では、調停室自体が非常に狭く、車いすが入るか疑問もある。また、支部の中にはエレベーターも無い支部もある。高齢化が進む中で、そういうことは最低限、早め早めの実現してもらいたい。

(諏訪委員)

(6) 次回テーマ

少年保護事件における補導委託制度について

(7) 次回期日

平成30年6月14日(木) 15:00